

平成 30 年度 第 2 回可児市上下水道事業経営審議会議事録

【日 時】 平成 30 年 11 月 27 日（火曜日）午後 6 時 00 分から午後 8 時 00 分まで

【場 所】 可児市総合会館分室 第一会議室

【出席者】 審議会委員 11 人（欠席 1 人）市長及び事務局 11 人

1. あいさつ及び諮問書の交付

【部長あいさつ要旨】

本審議会は、市長の諮問に応じて委員の皆様方の意見を頂戴し審議を行い、上下水道事業の経営について答申していただくことを目的とする。

今回は平成 29 年度の決算と平成 31 年度の予算編成等について、可児市水道事業及び下水道事業の現状と取り組みについて説明させていただいた。本日は市長も出席しており、5 年に一度見直すべき可児市水道事業の適正な料金について諮問させていただく。

【市長あいさつ要旨】

本日は大変忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

水道事業は市民の皆様にとっても身近なものであり、様々な意見があるかと思う。県水を購入すること、団地開発や人口減少等、可児市において水道事業を取り巻く環境は日々変化している。そういった中で、老朽化対策や耐震化対策を適正に行い市民の皆様には安全な水を供給していかなければならない。

今後はこれらの課題をクリアしつつも効率的な経営を実施していく必要がある。今回は市民の皆様にも直接影響のある水道料金について諮問させていただき、皆様は様々な意見を頂きながら答申していただければありがたい。

【会長あいさつ要旨】

市長より上下水道事業の諮問書を頂戴した。10 年近く可児市の上下水道事業に関わらせていただいたが今後とも引き続きよろしくお願ひしたい。

今まで委員の皆様ともいろんな議論をさせていただいたが、上下水道事業に対する市民の声が、そのまますぐ反映されるような単純なものではないことは承知している。しかし、その中でも一般市民の立場で提案できることや解決できることは積極的に行っていきたい。事務局及び我々だけでは解決できないような難しいこともあるかと思うが、そういった事は国や県を通じて構造的に解決しなければならない課題でもある。そのような環境で、我々でもできる小さなことの積み重ねは重要であり審議会が意味のあるものに出来ればと思う。どこまで私や委員の意見が可児市に貢献できるかわからない部分もあるが、今後もより勉強して上下水道事業に貢献できるように頑張りたい。

【議事録署名者】

会長より今回の議事録署名者として杉山委員と林（昭恵）委員の指名があった。

2. 議題

【諮問事項】可児市水道事業の適正な料金について

- ・水道事業の現状（可児市水道ビジョン H27.3 月版）
- ・平成 31 年度以降の整備計画
- ・適正な料金の検討（平成 31 年度以降の 5 年間）

発言者 ☆=会長 ○=委員 ⇒事務局

【水道事業の現状（可児市水道ビジョン H27.3 月版）】

現在国会で水道事業の民営化といった話が話題になっているが、可児市においてそれは考えておらず、水道ビジョンに従い職責を全うするという考えでよろしいか。

コンセッション方式においては 9 月議会の一般質問においても議題とされたところである。施設の所有権を市に帰属させたまま運営を民間事業者へ委託する方法である。可児市においては水を県から購入しており浄水場を持ち合わせていない。また、人口規模からしても 10 万人程度の中小規模の市であり、料金徴収等は業務委託で行っており経費削減できるところは実施していることから、今現在コンセッション方式を導入する意思はない。今後は、実際に浜松市等で導入を検討している市は存在しているため、メリット・デメリットを比較しつつ導入を検討する必要があるかもしれない。以上より、民営化といった話題はあがっているものの、可児市水道事業においては民営化しないで粛々と業務を全うするつもりである。

また、民営化すると水の安心・安全が危惧される可能性もある。現在は水を県から購入しているため、コストは多少負担になっているかもしれないが広域化のメリットを享受しつつ安全で安定的な水の供給ができていると考えられる。

可児市水道ビジョン 23 ページの水源計画で平成 39 年度と 30 年度を比較しているが、この数値は受水費用に影響するのか。また、必要水源は十分確保されているということだが必要水量は上回っているのか。

1 日あたりの給水量の平均は 3 万 m³程なので、必要な水量を許可給水量が上回っているため必要な水源は確保されている。また、認可水量は直接費用に影響しない。

可児市水道ビジョン 20 ページの施設の耐震化計画と対策で、施設の集約化により更新費や維持管理費が削減できるとあるが、4 ページの給水区域全図にあるように可児市はポンプ場や配水池が多いためこれらを統廃合するという意味でよろしいか。

可児市は老朽化した施設も多く、それらを統廃合して他で補えることができるならば施設の更新費と維持管理費を削減できる。実際に今年は 1 つの配水池を廃止して他から供給しているため維持管理費が軽減できているのではないか。

補足説明として、なぜ可児市は配水池が多いのかについては、一時期住宅団地を開発する事業者が団地ごとに配水池を備えていったためである。統廃合については配水池の高低差についても考慮して計画的に実施していかなければならない。

【平成 31 年度の整備計画】

可児市水道整備基本計画（概要版）28 ページの配水ブロック統廃合事業について、可児工業団地は 2019 年度より 5 年間かけて測量設計から管路工事まで全てが完了するという考えでよろしいか。

その通りである。統廃合により工業団地のポンプ場を廃止し、第 2 低区配水場から直接工業団地配水池へ送水する予定である。配水ルート等の詳細については今後検討していく。

31 ページで各計画の収支の見通しが示されており、どの計画でも数年で資金ショートしてしまう。公営企業においては起債を活用すべきであり、資金ショートするという事実が記載されているだけで各計画の今後が不安に感じる。もう少し具体的な対策というのはないのか。

標準計画及び調整計画における財政見通しについては現在の実態を示しているだけであり、水道料金等の値上げを考慮しないで収支を作成している。概算費用を含む資金収支においては収入を踏まえ今後検討していく必要がある。

基幹管路耐震化事業や配水ブロック統廃合事業を含む各計画は、あくまで現状の収入形態を維持した上での収支を計算している。その中でどの計画を選択するかによって収支が変化するかを示している。調整計画 C は平成 47 年度に資金ショートしてしまうが、それまでは資金を確保でき主要事業である耐震化事業や配水ブロック統廃合事業が十分実施可能である。

一人一日あたりの生活用水量がトイレ等の高性能化により今後減少していくという説明があったが、資料 9 ページで一人一日平均給水量が平成 28 年度から徐々に減少していくのではなく平成 46 年度に増加している理由を教えてください。

9 ページの上から 6 行目にある、生活用の一人一日使用水量は今後徐々に減少していくが全体での平均給水量となるとそうではない。桜ヶ丘ハイツや二野の工業団地等今後開発されるかもしれない地区においては、管路を延長して使用水量が増加する可能性もあるので

それらの影響を考慮すると単純に減少していくわけではない。

【適正な料金の検討について（平成 31 年度以降の 5 年間）】

結論としては何が言いたいのか。将来的には資料 1-5 にある料金改定率 3.58% 上げるという意味でよいのか。

日本水道協会の定める標準的なモデル式に当てはめるとこういった改定率が出るという結果にすぎない。3.58% 値上げするという意味ではない。

算定式は収益的収支と資本的収支が複雑に絡み合っていると思うが、収入の部分において給水収益以外にはないのか。

資料 1-4 の中長期収支計画において特別利益を推計しているが、収益の部の特別利益にある加入分担金においては、料金算定のモデル式の基礎には含まれない。今後は 90,000 千円程度の加入金を見込んでおり、算定式に含まれない収入が発生していく。そのため、収益的収支の合計を考慮すれば給水収益と総括原価との差額は賄なえる見込みである。

理論上はモデル式に当てはめると 3.58% の改定が必要なのは理解できるが、算定に含まれない特別利益を考慮すれば改定する必要はないのではないのか。

特別利益は算定の基礎には含まれていないが、それを含めて現状維持ができるレベルなので、含めれば改定が不要になるとすぐさま結論づけられるものではない。

今後 5 年間は料金改定をしないという結論でよろしいか。

今後 5 年については現状維持でやっていけると考えている。それ以降の 5 年については今後どうなるかでまだわからない。収支計画の推計値はあくまで予測値であるため特別利益を含む収入等も確実に収入となるわけではないことはご理解いただきたい。

来年消費税が上がることもあり、少しでも水道料金の負担は少なくしてほしい。私は収益的収支全体を見れば現行料金体系でやっていけるとの市の説明に納得している。

特別利益についてももう 1 度説明願いたい。また特別利益は 5 年間で毎年 90,000 千円ほど見込める予定なのか。逆に単年度の平成 29 年度の決算だけを見れば、利益が上がっている、値下げは考えられないのか。

特別利益は、新たに住宅等を建設した際、水道を引き込むために発生する加入金（メーター設置）のことである。これは過去の推移から見込める金額である。確かに利益が出ていることを考慮すれば水道料金を下げられるかもしれないが、資料 1-2 で説明したように、利益を内部留保資金として建設費（資本的支出）に充てていくので、一時の料金に反映させてしまうと管路の耐震化や老朽管入れ替えが進められなくなる。

諮問を受けたということは委員がどのような結論を出すかを市長から委ねられていることを意味する。市の説明を受けて値上げするという意見を出すのか、値下げまでは出来ないものの、せめてこの5年間は現状維持にするのかを結論づけなければならない。

資料 1-3 岐阜県の水道料金の状況について、県水受水市町は他と比べて平均的に水道料金が高く、県の中でも不公平が生じているのは事実である。料金について県を含めた抜本的な改革が必要ではないのか。

今回は時間もなく、諮問事項である適正な料金については、将来のために料金を上げるのかそのまま現状維持にするのかはまた次回に討論したい。

3. その他

- ・下水道事業のストックマネジメント計画の策定については資料配布に留めた。
- ・次回日程については、調整後改めて開催案内をすることとした。
(平成31年1月17日 木曜日)
- ・会長より、料金改定の結論が出なかったため次回にもう一度審議を実施する。また、委員各位が事務局に意見・質問を寄せて、次回の審議が深まるよう準備いただきたい旨、話があり終了した。

(会議終了)